

(8) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組（全国，平成29年度，複数回答）

区分（主なもの）	構成比（※）
① 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	96.5%
② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	88.9%
③ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	86.5%
④ スクールカウンセラー，相談員，養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	86.0%
⑤ 学校いじめ防止基本方針に定めているとおり，いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	83.9%
⑥ いじめの問題に対する校内研修を行った。	78.8%
⑦ インターネットを通じて行われるいじめ防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	77.7%
⑧ 児童・生徒会活動を通じて，いじめにかかわる問題を考えさせたり，児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	76.5%

※構成比は，各区分における認知件数に対する割合

2 いじめの認知

いじめ防止対策推進法に規定するいじめの定義を，法に照らし合わせて正確に解釈して認知を行う。社会通念上のいじめとは乖離した行為の「ごく初期段階のいじめ」，「好意から行ったが意図せず相手を傷付けた場合」等もいじめとして認知することとなる。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法2条第1項）

「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

法の定義は，ほんの些細な行為が，予期せぬ方向に推移し，自殺等の重大な事態に至ってしまうことがあるという事実を教訓として規定している。

初期段階のいじめであっても，学校が組織として把握し（いじめの認知），見守り，必要に応じて指導し，解決につなげることが重要である。

ごく初期段階のいじめの具体例

- ・ 授業中に先生に指されたが答えられなかったAさんが，Bさんから「こんな簡単な問題も分からないの」と言われた。Aさんは，ショックを受けてしまった。
- ・ Cさんは，滑り台の順番を抜かされて悲しい顔をしていることが度々ある。

好意から行ったが，意図せず相手を傷付けた場合の具体例

- ・ CさんはDさんに「もっと，友達に積極的に話した方がいいよ。」と助言をしたつもりだったが，対人関係に悩んでいたDさんは，その言葉によって深く傷付いた。
- ・ 入学試験が近いにも関わらずゲームばかりをしているEさんに，Fさんが「そんなことでは希望している高等学校に合格できないよ。」と繰り返し言った。Fさんは，同じことを何度も言われて苦痛に思っている。

3 いじめや重大事態等への対応

(1) 県の「いじめ防止等のための基本的な方針」の主な改定事項

① いじめの認知

これまでの基本方針では「けんか」がいじめの定義から除かれるために、けんかに係る記述を改正（「けんかを除く」という記述を削除）。

② いじめ防止基本方針

学校評価において、学校におけるいじめ防止等のための取組状況を評価項目に位置付けることを規定。

③ 学校のいじめ対策組織・いじめの情報共有

教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反することを明記。

④ いじめの未然防止・早期発見

道徳の授業等の充実について明記（考え議論する活動）。

児童生徒の心身の状態に関するアセスメント（「学校楽しいーと」等）の重要性。

⑤ いじめへの対処

いじめが安易に「解消」とされ、対応がされていない状況を受け、いじめの「解消」の定義を詳細に規定。教職員の業務負担軽減について明記。

⑥ 法の理解増進等

保護者及び地域に対する周知や、PTAの協力を得ることを明記。

(2) 重大事態の定義

(法第28条第1項)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、(略)組織を設け、(略)当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生命心身財産重大事態）

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校重大事態）

いじめによる重大事態疑いの欠席日数は30日であることを目安としている。しかし、30日未満の欠席であっても早期に対応しておく必要がある。

(3) 重大事態の発生報告

法第30条第2項によると、学校は重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき）、速やかに学校の設置者を通じて地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する義務が定められている。

II いじめた児童生徒への対応

1 いじめ行動の背景にある人間関係

- 思春期になると、児童生徒は同一性を重視した仲間集団を意識しているために、少なからず「ピア・プレッシャー（友達集団からの同調圧力）」を感じながら学校生活を送っており、「仲間外れにされること」、「一人ぼっちになること」を過度に恐れている。
 - ・ 友達との安心したつながりを実感できないと、更にピア・プレッシャーは強くなり、自分の気持ちよりも友達の顔色や言動にとらわれながら、友達に嫌われないように振る舞うようになる。
- いじめる児童生徒が固定化してしまうと、手段がエスカレートしやすい。
 - ・ いじめる児童生徒が常に気にかけているのは、同じグループ内の他の児童生徒たちの反応であり、周囲から承認を得るために仲間受けをねらうことに必死になっている。そのために、いじめ行為が相手に及ぼす被害の深刻さまでとても気が回らない。

2 いじめが発生しやすい環境

- 協調性を過度に主張する道徳教育や一致団結のような熱いつながりの強要は、いじめの温床となり、深刻化ないじめを発生させてしまう。
 - ・ 児童生徒は、周囲との調和に敏感になるようになり、また、周囲に敏感であってほしいと相手にも要求するようになる。
 - ・ 「お互いに協調し合って仲よくしなければならない」といった協調性を強調した指導がいじめる児童生徒の口実の一つとなる。
 - ・ 児童生徒は「協調し合いながら摩擦を避けて、仲よし関係を営み続けなければならない」といった同調圧力を意識するようになる。
- いじめられたくないために学校では誰もが自分だけ突出することを避けようとする。
 - ・ リーダー的なポジションに就くことやとにかく目立つことを避けようとする。「意識が高い」という言葉は皮肉を込めた蔑称として使われる。
- 多数の児童生徒は、教師の要求・評価に敏感である。そのために、教師の対応をモデルにして、教師の要求に応えようとしない児童生徒や課題を達成できない児童生徒に対して、視線を厳しくしたり、評価を低くしたりする児童生徒が現れてくる場合がある。
 - ・ 「先生もそう見ているのだから」という大義名分となり、いじめも生まれやすくなる。
- 児童生徒の中には、教師から認めてもらいたい欲求を強く抱いている児童生徒がおり、褒め称えすぎの姿勢が嫉妬心を刺激し、いじめの対象を作らせてしまうこともある。

3 いじめる行動の心理状態

(1) 低い自己肯定感

- 10代になると、様々な場面で他者と自分を比較するようになり、自分が劣っていると感じる（劣等感）と、自己評価が低くなり、自己嫌悪や自己否定に陥りやすい。
 - ・ 自分のことを客観的に眺めること（内省）ができるようになると、「みんなができるのに、自分はできない」、「友達はあるのに、自分にはない」ことが気になるようになり、「僕はみんなに～と思われている」、「私はみんなから～と見られている」というように、友達や保護者、先生という重要な他者のまなざしを介して自分を眺めるようになっていく。
 - ・ 「周りのまなざし」は、児童生徒自身が自分で作り出したもの（想像）であるために、そのときどきの気分に影響される。

- ・ 児童生徒が自分を見つめるときは、何かに挫折したときや、失敗したとき、孤独なときなど、心理的にネガティブな状態にあることが多いため、他者からの評価もどんどん悪い方に想像してしまい、ますます自己評価を下げてしまうという構造が考えられる。
- 思春期は自分の現状を把握（性格や適性、能力など）し、その上で理想や目標が語られるようになるが、目標に届かない現実の自分に直面すると、自信をなくしたり、自暴自棄になったりすることもある。
- 自己肯定感が低下し、周囲から受け入れてもらえないと感じることを積み重ねていくと、わざと周囲の嫌がることやいじわるをしたり（アクティングアウト）、または、自分を守るために自分の殻に閉じこもってしまったりする。
 - ・ 自己肯定感がもてないと、心にゆとりがもてず、周囲の気持ちを理解することも難しくなってしまう。

(2) 心理的ストレスの蓄積

- ストレスに満ちている状態は、不登校やいじめなどの学校不適応の危険因子（リスクファクター）になる。
- ストレスによる怒り、憎しみ、悔しさなどのネガティブな感情は、心の中に抑え込んでいると、攻撃行動として現れるようになる（自分の内に向かえば、頭痛や吐き気など身体症状として表れる）。

4 いじめる児童生徒のサインと留意点

- 児童生徒の言動は、教師がいるときといないときで変わることがあるが、何気ない目線や距離間まではなかなか巧みに隠すことができないため、関係性を観察する際は表情や態度などをよく見るようにする。
- 集団内の力関係や親密度は日々変化しているため、「あの子とこの子は仲が良い」と決め付けず、様々な活動を通して個人や集団の動きを見ることが大事である。
- どのようなタイミングであってもサインに気付いたら、まずはその児童生徒の置かれている状況を理解しようと努めることが大切である。 → 別添資料P6

5 いじめた児童生徒の指導時の留意点

- 指導では何が悪かったのか明確に示して反省させることが大事になる。
 - ・ いじめが発覚したときだけ厳しく関わるというやり方では、いじめる児童生徒が「嵐が過ぎるのを待つ」という態度になるだけであり、根本的な解決にはならない。
 - ・ 児童生徒が、自分のやったところがどのようなことであったのか、いじめられた相手がどのような気持ちになったのかを、心からあるいは身をもって「分かる」ことが大切であり、そのためには、それを感じる事が可能になる心の「器」を作ることが必要である。「器」の形成には、継続的な「ケア」が必要である。
- いじめに至った思いや背景を理解する。
 - ・ いじめをしてしまった思いや背景に何があるのかを傾聴して、いじめる児童生徒が抱える問題をしっかりと理解し、再発を防止する姿勢が大切である。
- いじめの対応は一人ではない。
 - ・ いじめへの対応はとても難しく、時間も掛かり、多面的な視点からのアプローチが必要である。

6 いじめた児童生徒の支援

(1) 自己肯定感を高める

- 思春期等の発達段階がもつ特徴ゆえに、自己肯定感が低下する傾向はある。自己肯定感が高まると、いじめを行動化しなくなるだけでなく、健康面や学校適応感も良好になることが期待される。
 - ・ 児童生徒自身が楽しいと思えること、自信のもてるものを一つでも見つけ、保護者や教師も一緒に「楽しいね」と共感したり、「頑張ったね」、「ありがとう」など肯定的な言葉掛け（児童生徒を認める言葉）を増やすことが大切である。
- 結果でなく、努力した過程を認める言葉掛けをする。児童生徒同士が互いのよさに気づき、よさを認め合えるようになると他者を応援できるようになる。
 - ・ 例えば、教師が運動を苦手にする児童生徒がリレーに負けても「よく頑張ったね」と最後まで走り通したことを集団の場で認める言葉掛けをすると、その姿がモデルとなって、互いを認め合える関係づくりを育むことになる。
 - ・ 児童生徒自身が具体的に「やり遂げられた」と感じる機会を提供することが自己肯定感を向上させる。

(2) ストレスを解消する

- 学校の友達との間でいざこざがあったとき、自分からその解決方法を保護者や教師に相談できる力を育む。そのためにも児童生徒自身が「保護者や教師は相談できる」と思える環境が必要である。
 - ・ 「自分は相談できる力がある」といった高い意欲や自信をもつことで、ストレスの経験を乗り越えることが容易になる。
- コーピングレパートリーを身に付かせることで、ストレス反応の表出をいじめ行動で起こさせないようにする（コーピングとはストレスを処理するための行動や考え方のこと）。
 - ・ これまでの自分と向き合い、内省を深めさせる。
 - ・ 怒りのコントロールの仕方を身に付けさせる〔アンガーマネジメント〕。
 - ・ 適切な人間関係づくりのスキルを身に付けさせる〔ソーシャルスキルトレーニング〕。
 - ・ 新しい趣味など、打ち込める何かを見つけるのを手伝う。
 - ・ リーダーシップの取り方を教える（正しい方向で力を発揮できるよう導く）。
 - ・ 責任ある役割を与える（得意分野などを生かせる役割を与え、自己有用感を高める）。

(3) 適切な行動を強化する

- 「今日は楽しく遊べたね」と適切な行動の方に注目する言葉を掛けることで、適切な行動が増えることもある。
 - ・ 「最近、仲良くできているけど、何か気を付けていることがあるのかな」と聴くことで、よりより対人スキルを意識化させることもできる。

7 いじめた児童生徒の組織的支援

(1) スクールカウンセラーや専任教諭による相談体制をつくる

- 児童生徒が担任だけではなくカウンセラーや専任教諭にも「言い分」を話ができるようになることで、より客観的にいじめの判断ができるようになる。
 - ・ 情報を共有し、統一した対応がしやすくなる。

(2) 児童生徒間で解決策を話し合える関係づくりを築く

- クラスのメンバーが仲介し、いじめられた側といじめた側の双方が納得できる解決策を話し合いで決められるようにする（修復的対話によるアプローチ）。
 - ・ メンバーはいじめられた側といじめた側の希望を重視するほか、担任や児童生徒らが

相談して決める。

- ・ 話し合いには、担任らの教職員が同席して意見を整理する。
- ・ いじめの対応策としても予防策としても有効である。

8 いじめた児童生徒の面談

児童生徒は、いじめはしてはいけないこと、いじめたことが保護者に知られてしまうと叱られることを承知している。面談では、かたくなな気持ちになっているため、感情的にならずに話を傾聴する姿勢が大切になる。

- (1) 「何があったのかな」と穏やかに聴く。
 - ・ すぐに話さない場合は根気強く待つ。
- (2) 「相手が悪い」などと話し始めたら、口をはさまず「こういうことだったんだね」と事実を確認するようにさらに聴いていく。
 - ・ 「どうしてそんなことしたの!」と怒りながら問いただしたり叱ってしまったら、「してはいけないこと」と諭したりすると、いじめをした児童生徒は語ることを止めてしまう。
 - ・ 何があったのか、そのときどんな気持ちだったのかについて焦点を当てて聴き出していく（感情を表出させる）。
- (3) 少しずつ語りだしたら、「①よく話してくれたこと（承認）⇒②そのような思いをしていたことを理解できたこと（受容）⇒③それでもいじめはいけないこと（内省）⇒④これから一緒にどうしたらよいかを考えたいこと（提案）」などの展開で面談を進めていく。
 - ・ 自分のしたことを冷静に怒らずに聴いてくれたこと、自分の味方でいてくれることを知ること、いじめた児童生徒は初めて安心でき、少しずつかたくなさを解いていく。
 - ・ いじめた児童生徒自身から「お詫びをしたい」という気持ちになることで、これからは続いていく、いじめた児童生徒との新しい関係づくりにつながる。

【演習：ロールプレイング】 → 別添資料P6

9 いじめた児童生徒の保護者対応

いじめる児童生徒の行為について、学校としての対応を保護者に丁寧に説明し、「いじめの行為」についての理解と今後の協力をもらうことが、真の問題解決のためには重要である。よって、学校が保護者と一緒になって、児童生徒が再びいじめを行わないことやいじめる児童生徒が被害者にならないことについて考えていくことが大切となる。

【MEMO】



いじめの対応においては、保護者のいじめの受け止め方が解決に向けたその後の経過に大きく関わってくる。保護者は、我が子がいじめをしていると報告を聞くと、冷静でいることが難しくなる場合が多いが、保護者自身がいじめの事実を否定せずに受け止められるように伝えることが大切になる。

保護者に正しく伝える

- ① 電話ではなく、速やかに家庭訪問を実施する（複数で対応）。
- ② 「すでにお子さんから聞いて御存知かもしれませんが」と前置きして、冷静に問題の状況を一つ一つ丁寧に具体的に説明する。「いじめ」という言葉は使わない。
 - ・ いじめられた児童生徒の被害状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ③ 状況を伝えた後は、「このような行為をしてしまったことをとても心配していること」、「より良く成長させたいこと」を必ず伝える。

学校側から一方的に強い指導を受けた保護者は、責められている不快感から感情的に我が子を叱責してしまうこともあり、結果として、いじめが巧妙になったり、深刻化したりする場合がある。

保護者の心情を理解する

- ① 保護者の心痛な心情（怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安）を掴み、共感的に理解し、受容する。
 - ・ 保護者は、つらい気持ちを理解してもらえると心の負担感は軽くなり、安心感から話がしやすくなる。
- ② 保護者との面談では「保護者寄りの立場に立つ」ことを第一に心得て、子育てで苦労しているところを話してもらい、認めるようにする。
 - ・ 家庭での様子や気になることを聴き取る。
 - ・ 子供に対する不満や不安を聴き出し理解する姿勢が信頼関係づくりでは非常に重要になる。
- ③ 子供のできているところ、努力しているところなど、「よさ」に焦点を当てて情報交換を行う。
 - ・ 「感心したこと」や「感動したこと」についても伝え合う。
 - ・ 大変な状況のときは、問題に注目してしまい、思考回路が負のスパイラルに陥りやすいため、「よさ」に焦点を当てることが大切である。

保護者面談に臨む場合、保護者への「願い」が「要求」や「強要」にならないように十分に注意する。悪い報告をした段階で保護者の気持ちはゼロかマイナスである。面談終了後には少しでも保護者がプラスの気持ちになるような対応を考える。

解決について話し合う

- ① 被害者側への謝罪の方法について保護者の意向を確認しながら一緒に考える。
- ② 子供が再度、いじめをしないための解決策について話し合い、現在及び未来を志向するように展開する。
 - ・ 保護者に提案をする際は、大きな目標ではなく、短く実行しやすい具体的な目標になるように定めて、その結果について、また一緒に考えていきたい姿勢を伝える。
- ③ 面談の最後は、もう一度、プラスの情報を確認し、解決策の実行を約束する。
 - ・ しばらくの間は、定期的に学校での様子を保護者に連絡することを伝える。

保護者に子供のよさや頑張りを日常的に伝え、心配なことは小さいことでも伝え合うようにしておくことが相談を継続できる関係になる。

* 参考：京都府教育委員会 教職員用ハンドブック「いじめ問題解決のために」
仙台市教育委員会 「見て分かる いじめ防止マニュアル」

【演習：ロールロールプレイング2】 → 別添資料P7

Ⅲ いじめられた児童生徒への対応

1 教師の基本的な関わり方

まず、安心させることが大切 その後の対応は、慎重に

- 児童生徒の安全の確保に配慮して安心させ、児童生徒との信頼関係を築く。
- 児童生徒の話を聴くことを重視し、その思いを受け止め、共感的理解に努める。
- 具体的支援については、本人の意思や希望を大切にし、意向を確認しながら進める。
- 担任一人で抱え込むのではなく、全職員の共通理解の下、複数の職員で組織的に対応する。

いじめられた児童生徒の心のケア

いじめられた児童生徒が心にどれくらいダメージを受けているのか見極めることが必要である。状況によっては、事態の解決よりもカウンセリングや心理療法が必要であったり、事態の解決後においても心的外傷後ストレス障害（PTSD）により、専門機関との連携が必要であったりする場合がある。

安心感を与える

- ・ 発見、うわさ、訴えのいずれであっても、事実を伝えることは本人にとって勇気のあることなので、ゆっくり語り掛けて緊張感をほぐす。
- ・ 担任を中心に、児童生徒にとって話しやすい教師が対応に当たる。
- ・ 秘密を守ることを約束する。

気持ちに寄り添う

- ・ 相談した勇気を認め、つらさ、悔しさ等を温かく受け止める。
- ・ いじめの事実を把握する。
- ・ 本人の意思を確認しながら、今後の対応を一緒に考える。

気持ちを安定させる

- ・ 仕返し等の不安を除去する具体的手立てを示す。
- ・ いじめから全力で守ることを約束する。
- ・ 大人に相談することの重要性を伝える。

自信をもたせる

- ・ 欠点の指摘は避ける。
- ・ 良い点を認め励ますなど、自信回復への積極的支援を行う。

仲間づくりへの援助

- ・ 自己肯定感を回復できるよう、学級集団に溶け込みやすい雰囲気づくりや活躍の場づくりを支援する。
- ・ 児童生徒の表面的変化により解決したと判断せず、支援を継続する。



2 個別面談をする際の留意点

- 秘密が守られる環境を用意する
児童生徒は、プライバシーを守ってもらえると確信できなければ、不安が先に立って何も話せない。秘密が厳守される面談の環境に配慮する。
- 焦らずせかさず共感的に接する
強引に児童生徒の心を開かせようとしない。「深い心の痛みは簡単に人前に出せるものではない。」「他人には言えない思いもあるだろう。」という深い思いやりの心で接する。
- 心の整理をする時間を確保する
児童生徒がうつむいたり、外を見たりしながら黙り込んでしまった場合、焦って話し掛けない。沈黙している気持ちやその理由に思いを巡らせ、児童生徒の動きを待つ。
- むしろ、これまでよく耐えてきたと肯定的に受け止めて返す
「負けるな」、「もっと強くなれ」、「頑張れ」、「もう気にするな」などの励ましは、「気にし過ぎ」、「頑張りが足りない」という意味にも受け取れ、相手に苦しさを分かってもらえないという思いの方が強くなるので避ける。
- まずは、教師＝味方の関係からスタートする。指導は心のケアの次の段階で考える
いじめの原因やきっかけが、いじめられた児童生徒のこれまでの不適切な言動に関係している場合でも、不用意に「あなたにも直さなければならないところがあるよ。」と、その改善を求めることは避ける。

→別添資料P 8

3 心のケアのための教師の関わり方

(1) 心の傷の痛みを受け止める

ア 呼吸法の活用

いじめられた児童生徒は、心理的な不安定さから、肩に力が入るなどして、呼吸が浅く早くなりやすい。

そこで、「ちょっと一緒に深呼吸してみようか。」と、ゆっくり呼吸するように促しながら個別面談に入る（呼吸の落ち着きとともに感情も落ち着いてくる。）。その際、「実は先生も嫌なことがあると、こうやって深呼吸して気持ちを落ち着かせているんだよ……。」と言い、自己開示すると児童生徒が話しやすい雰囲気にもつながる。

イ ペーシングの活用

ペーシングとは、文字通りペースを合わせることであり、この場合は、児童生徒の緊張感を緩和し、防衛反応を解きながら安心感を与える技術として活用する。

呼吸法で心理的な安定を高めたら、「話を聴く」段階に入る。話を聴いて、相手を受け止め、共感し、感情を汲み取るというプロセスがうまくできると、「この先生は受け止めてくれる安心できる存在」と児童生徒は認め、いじめられた苦しさを少しずつ手放すことができるようになる。

(2) いじめやいじめによる心の傷と向き合うきっかけをつくる

いじめは、いじめられている間がつらいのは当然だが、いじめられていた時のことを思い出したり、その原因として自分や相手を責めたりしている時間そのものも非常につらいものである。児童生徒が、これらのいじめやいじめによる心の傷と向き合い、自ら心を解き放つことが大切である。

ア アドバイスによって認知の切り替えを行い、プラスのイメージをもたせる

いじめによって心が大きなダメージを受けると、「このつらい状態が永遠に続くのではないか…。」という恐怖と不安が頭から離れず苦しむ。この感情は、「今この瞬間が、つらいのだ。」と考える認知の切り替えによって軽減されると言われている。そこで、「あなたが望んでいる学校生活やこれからの将来のことをイメージしてみよう。」といったプラスのイメージをもたせるアドバイスをして、否定的な認知の循環を断ち切らせるようにすると、思考の流れを変えるきっかけを与えることになる。

イ 元気になる開かれた質問によって意識の焦点をいじめから外す「パワーアップ・クエスチョン」

「あなたが今まで最もがんばったことは何？」と開かれた質問することで、意識の焦点をいじめのことから外すことになり、心のケアを進める上で有効となる。
児童生徒が元気になる開かれた質問を「パワーアップ・クエスチョン」といい、児童生徒自らがパワーアップ・クエスチョンの回答を考える中で自己肯定感や自尊感情を高められるように援助することができる。

→別添資料 P 8

ウ 文章、絵によって未完了の想いを完了させる

いじめられると、その衝撃の大きさに自分の気持ちを飲み込んでしまい、自分自身の思いと向き合わずに抱え込み苦しむことになる。この向き合わずに抑え込んだ気持ちを「未完了の想い」と言う。本当は、いじめた相手や見て見ぬ振りをした仲間になりたいことがあったにも関わらず、伝えられないまま封印しているので、いつまでも苦しい気持ちを引きずってしまう。そこで、もやもやした自分の気持ちを文章にして言語化してみる、または、絵として表現してみることで、抱え込んだ未完了の想いを心の外に出すことが、心のケアを進める上で有効となる。

→別添資料 P 9

(3) ロールプレイングによる個別対応の実際

ア ロールプレイングのねらい

ロールプレイングは、日常生活での課題等を解決するためのきっかけを得ることが出来るカウンセリングの技法である。

一般的には、ウォーミングアップ→演じる→終結（振り返り）の流れとなり、演じる人や観察している人の心の中で感じるものや気付くものが重要視される。様々な役割を演じ、それぞれの役割に徹することによって、それぞれの立場での感情、心理的な葛藤などを体験的に理解することができる。このことによって面接時における「自分の癖」が浮き彫りになり、面接時のより良い態度の手掛かりが得られやすくなるものである。

また、ロールプレイングを通して、自己表現、自己開示がなされたり、心情が浄化されたりして、こだわりのない本来の自分に立ち戻ることもできる。この場合、ロールプレイングを行うこと自体が意味をもつことになる。

イ 実施上の留意点

- ① 身近な問題を取り上げる
「テーマ」が漠然としたままの演習だと、現実味の薄いやり取りになるので、日常的で実際に存在する身近な問題を取り上げる。
- ② 討議の時間をもつ
ロールプレイング終了後の話合いでは、批判するのではなく具体的な反応について感想を述べ合う。
- ③ 気負いすぎない
「ロールプレイングをうまくやろう」などと気負わず、気持ちを素直に出す。また、「今、ここでの気付き」に注意して集中する。

ウ ロールプレイングの実際

【ロールプレイングの進め方】

- ① 2人組をつくり、教師役、生徒役を決める。
- ② 場面設定に基づいて、3分間ロールプレイング（役割演技）をする。
- ③ ロールプレイングを通して感じたことなどを振り返り話し合う。
- ④ 役割を交代して同じ流れでロールプレイングを行う。

→別添資料P 9

4 いじめられた児童生徒の保護者への対応

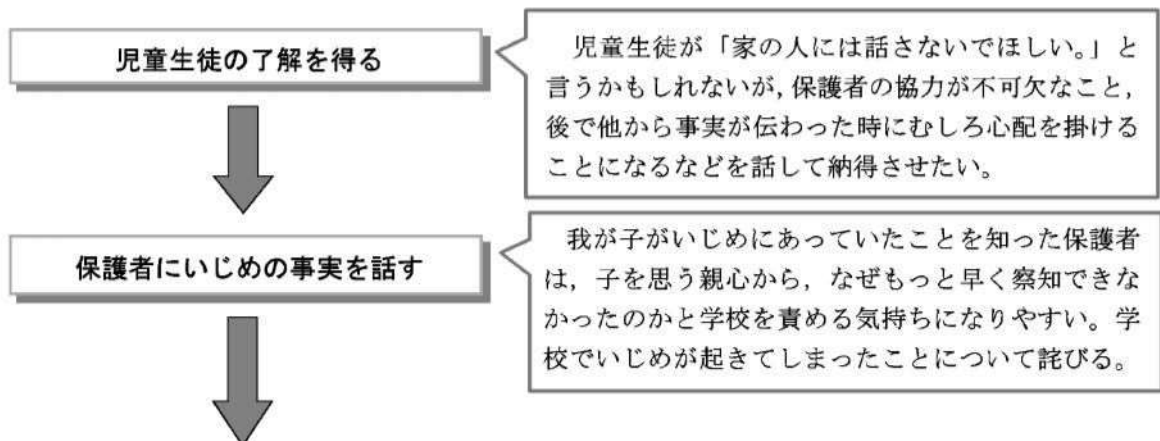
(1) 保護者と向き合う際の教師の基本的姿勢

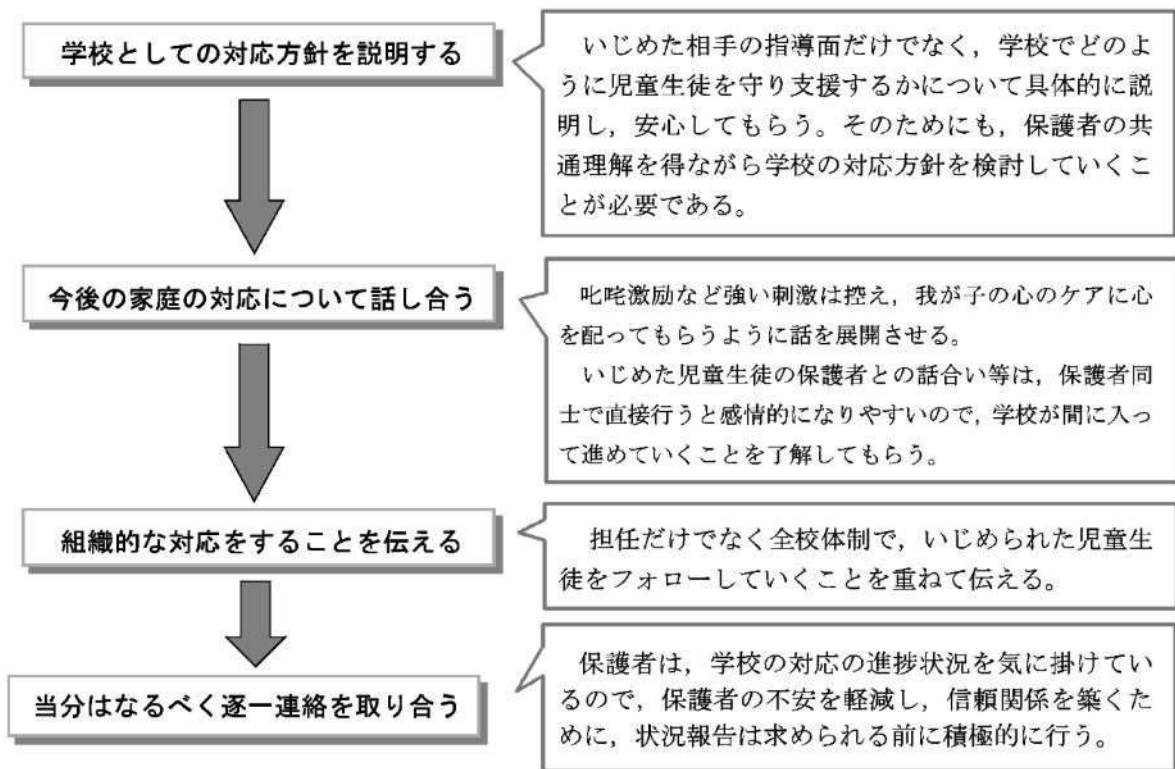
いじめが保護者の知るところになると、保護者は「かけがえのないわが子のために」という必死の思いで、学校に何とか早く解決してほしいと願う。
その思いが強ければ強いほど教師に向けられる要求も厳しいものになるが、教師には、このような親心を理解した上で、感情的になることなく、迅速かつ誠実に対応することが求められる。

保護者への説明は、回数が多ければ多いほど、信頼感は高まる

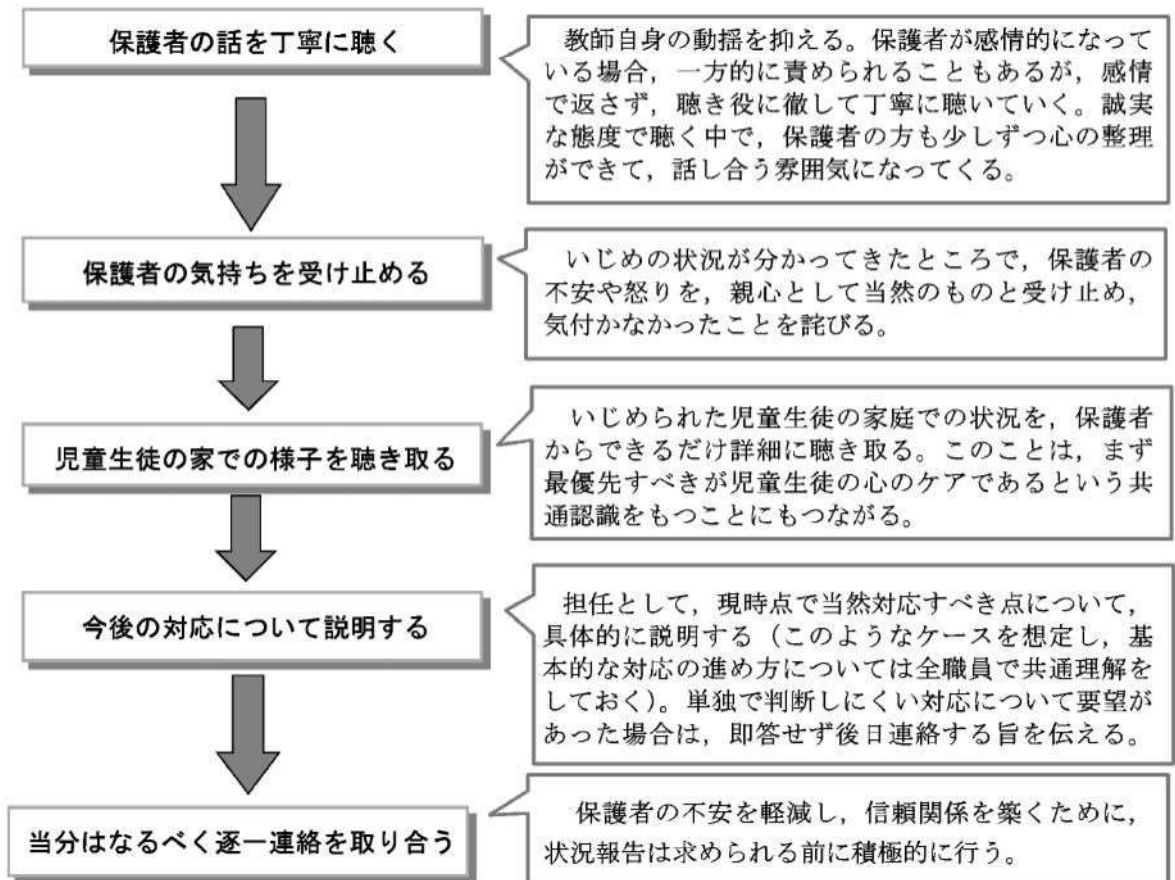
(2) 担任による保護者への対応

ア 担任が、保護者に連絡する場合の対応例





イ 担任がいじめられた児童生徒の保護者から連絡を受けた場合の対応例



→別添資料 P 10